

障発0329第29号
平成31年3月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行について

身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令が平成31年3月29日厚生労働省令第48号をもって公布され、平成31年4月1日から施行されることとなったので、下記事項に留意の上、その運用に遺憾なきようされたい。

記

第一 改正の趣旨

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という。）については、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）に定める様式により交付することとされているところであるが、今般、障害者手帳のカード形式での交付を含め、その形式については、地域の障害者等のニーズを踏まえ適切に対応すべきである等の指摘があったことから、障害者手帳の様式を各省令で定めるのではなく、障害者手帳に最低限記載すべき事項のみ各省令で定めることとする。

なお、障害者手帳の様式例などカード形式での交付に関する具体的な運用については、別途発出する通知において規定する。

第二 改正の内容

1 身体障害者福祉法施行規則の一部改正

- (1) 身体障害者手帳交付申請書の様式（別表第2号）から身体障害者の本籍地、職業、教育の欄を削除すること。
- (2) 身体障害者手帳の様式（別表第4号）を削除すること。

- (3) 身体障害者手帳に記載すべき事項から、身体障害者の本籍及び補装具費の支給に関する事項を削除するとともに、身体障害者手帳には、当該身体障害者手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする旨、明記すること。
- (4) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の様式（別記様式第3号）を削除すること。
- (2) 精神障害者保健福祉手帳に記載すべき事項として、精神障害者の氏名、現住所及び生年月日並びに精神障害者保健福祉手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限を定めるほか、やむを得ない理由がある場合を除き、精神障害者保健福祉手帳には、当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする旨、明記すること。
- (3) その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 その他

療育手帳については、「カード型療育手帳の仕様について」（平成27年11月11日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）において、カード形式での交付に関する仕様等について示しているため、改めて留意されたい。